

# 委託業務特記仕様書

## (本業務の特記仕様事項)

第1条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

### (現場責任者)

受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第5号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

- 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
- 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

### (検査の取扱い)

土砂撤去工及び同様の目的の業務において、施工後に堆砂が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来高確認を行っている部分に限り、監督員の出来高確認記録を当該検査の対象とし、再施工義務の対象外とする。

### (土砂の運搬等)

- 受注者は、土砂運搬の処理に先立ち、処分先と委託契約書を締結し、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、別添様式1（建設発生土搬出調書）を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 土砂運搬先については下記のとおり。

処分先	宮和海運株式会社
所在地	阿南市橘町鍋浦32
処分費	4,400円/m <sup>3</sup> （税抜き）

### (業務の完了報告)

受注者は、業務を完了したときは、委託業務完了報告書に関係書類を添えて、監督員に提出しなければならない。

### (資材価格高騰に対する特例措置)

- 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象である。
- 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

## 第2条 施工箇所が点在する工事の適用

- 1 本業務は、業務箇所が点在する業務であり、「黒津地地区、淡島地区（以下、業務箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による業務である。
- 2 本業務における共通仮設費の金額は、業務箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。  
また、現場管理費の金額も同様に、業務箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。  
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、業務箇所毎に設定する。  
一般管理費については、業務箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
  - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。